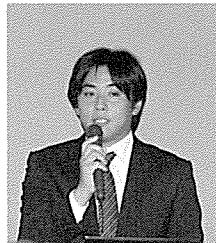


## 尾張西支部

尾張西支部（富田昭夫支部長）は11月9日（木）午後2時から、名古屋文理大学文化フォーラム 稲沢市民会館・中ホール棟研修室（稲沢市正明町）において、法令等講習会を支部会員38名参加のもと開催しました。

司会進行は佐藤智和副支部長が執り行い、開会の挨拶を富田支部長が述べ、第一部「廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）について」と題して、愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ主任 加納正也氏が解説をしました。改正の内容として、廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物について説明がありました。水銀の性質を踏まえ、廃水銀等の収集運搬時に必要な措置として、密閉容器に入れる、容器は腐食防止措置を行う等が挙げられました。また、最終処分を行う際には硫化・固型化が必要とのことでした。



講師の愛知県資源循環  
推進課 加納主任

新たに設定された水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物については、処理基準が追加されたこと、また水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達が必要となったことについて説明がありました。

特に水銀使用製品産業廃棄物については、水銀使用製品37品目（水銀電池、蛍光ランプ他）のうち、対象となる主な水銀使用製品例と判別方法の紹介がありました。

また水銀回収義務付け対象として、21品目（水銀体温計、水銀式血圧計他）があること、運搬・保管時において他の物と混合しないよう仕切りを設ける等の追加措置が必要となる旨説明がありました。さらに処分・再生においては、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置を講ずる必要があるとのことでした。

愛知県として今後「水銀使用製品産業廃棄物」及

## 法令講習会・模擬訓練

び「水銀含有ばいじん等」の取り扱いの有無を許可証に記載する方針としたことや、許可証への記載のタイミング等について説明がありました。他にも許可申請書の様式が変更されたので、愛知県のホームページで確認いただきたいとのことでした。



愛知県・水銀廃棄物関係

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/2017100100001.html>

質疑応答では、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の対象にある特定施設の中の各種学校とはどのような学校なのか、という質問がありました。各種学校は、学校教育法の定める各種学校と同義であり、洋裁学校、タイピスト学校、写真学校、自動車学校他が該当することでした。

第二部は、「業務継続計画（BCP）におけるセーフティリンク21模擬訓練」と題して、（株）ワールド・クリーン 取締役事業部長 藤本和也氏が操作説明をされました。参加者は日常使用しているスマートフォン、タブレット、インターネット利用可能なノートパソコンを持参し、緊急連絡システムの画面からログインを行いました。藤本氏はその場で模擬訓練用の連絡メールを一斉送信して、参加者は送られたメールの確認をしました。中には初めて緊急連絡システムの画面を見る方もあり、受信メールの確認や返信メールの操作に戸惑う方も見えました。今回のように支部講習会にてBCPを見直す機会を持ち、緊急連絡システムの使い方を実践に向けてシミュレーションできたことは、災害時の対応を確認でき、模擬訓練として大きな成果が得られたと言えます。

